**複合施設整備事業に係る条例案に対する意見提出用紙**

　白河市市長公室地域拠点整備室

１　提出者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は法人若しくは団体の名称及び代表者名 |  |
| 住所又は所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 意見者の区分  （いずれかに○） | (1)市内に住所を有する方  (2)市内に勤務し、又は在学している方  (3)市内に事業所（事務所）を有する個人又は法人その他の団体  (4)この条例案に利害関係を有する個人又は法人その他の団体 |

1. 提出者の住所、氏名等の個人情報は公表いたしません。
2. 提出いただいた書類等は返却いたしません。
3. 匿名、電話によるご意見については受理できませんのでご了承ください。
4. ご意見により修正する場合は、市ホームページで公表するものとし、個別に回答しませんのでご了承ください。

２．　条例案に対する意見

□複合施設整備事業に係る条例案概要　　□白河市地域創造活動拠点施設条例（案）

□白河市生涯学習センター条例（案）　　□白河市キッズプラザ条例（案）

・ご意見を提出する条例案の□にチェックを入れてください。

・ご意見は条例案１つにつき、意見提出用紙１枚でご提出ください。

|  |
| --- |
| 意見の内容 |
|  |

３．意見の提出先等

①　持参の場合　　　　　白河市市長公室地域拠点整備室（市役所本庁舎３階）

又は各庁舎地域振興課

　　　　　　　　　　　　【受付時間】土・日・祝日を除く午前8:30から午後5:15まで

②　郵送の場合　　　　　〒961-8602 白河市八幡小路７番地１

白河市市長公室地域拠点整備室　宛

③　ＦＡＸの場合　　　　0248-27-2577（添書不要）

④　Ｅメールの場合　　　k-chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp

※提出期限は令和７年１０月１０日（金）です。（郵送の場合は１０月１０日付けの消印有効）